

# 採石場における緑化に関する指針

昭和63年 3月28日 森土第3-55号  
(改)平成18年 7月 1日 森整第538号

## 1. 目的

採石場における緑化は、景観及び環境を保全するとともに、災害の未然防止に資することを目的とする。

## 2. 緑化の範囲

(1) 採石終了時には、原則として全域を緑化し植生を復元する。

ただし、採石終了後、農地等森林以外の土地利用に供する箇所では、知事が認める箇所については、緑化を要しない。

(2) 採取中においても、次の箇所は順次緑化する。

ア 最終残壁となる小段、法面

イ 運搬道・重機道の法面

ウ 廃土、廃石、脱水ケーキ処理土（以下「廃土石等」という）のたい積場の最終小段、法面

エ 3年以上掘削を行わない区域で、緑化が必要と認められる箇所

オ その他必要と認められる箇所（災害防止施設、破碎洗浄施設等）

## 3. 緑化に使用する植物

(1) 緑化は、生態系の早期回復と周辺景観との調和を考慮し、木本と草本を組み合わせ行う。

(2) 緑化に使用する樹木は、当該地域に自生する樹木を基本とし、地質に適合したものを選択する。

(3) 緑化に使用する草木種子類は、早期緑化が可能なものを選択する。

## 4. 緑化の方法

次の方法を原則とする。

(1) 岩石面（風化岩石面は除く。）

小段には、客土を行い、原則として10㎡に10本の割合で樹木を植栽する。

(2) 風化岩石（マサ土等）面及び廃土石等のたい積場の小段、法面

小段には、必要に応じて排水路を設けるとともに、客土を行い、原則として10㎡に10本の割合で樹木を植栽する。

法面には、必要に応じて法面保護のための法枠工、伏工、編柵工等を施行し、種子吹付又は植草を行う。

(3) 土及び土石混じり法面

掘削面の勾配は、45度以下とし垂直距離が5m以上あるときは、5mごとに幅2m以上の小段を設ける。

小段には、必要に応じて排水路を設け、原則として10㎡に10本の割合で樹木を植栽する。

法面には、必要に応じて種子吹付又は植草を行い、2㎡当たり1本程度の割合で樹木を植栽する。

(4) その他

災害防止施設、破砕洗浄施設周辺には極力高木を植栽する。

5. 緑化の時期

(1) 最終採石終了時には、原則として認可期間内に緑化を終了する。

(2) 採石途中においては、次の期間を目途に緑化する。

ただし、次の期間内であっても、原則として認可更新時までには終了する。

ア 最終残壁となる小段、法面 ----- 残壁が形成された時期から1年以内

イ 運搬道・重機道法面 ----- 設置してから2年以内

ウ 廃土石等のたい積場最終小段、法面 ---- 最終法面形成から1年以内

エ 3年以上掘削を行わない区域で、緑化が必要と認められる箇所

----- 掘削を行わなくなってから1年以内

オ その他必要と認められる箇所 ----- 認可の日から2年以内

6. その他

(1) 植栽木等の生育状況に応じて、補植、施肥等を行い、緑化地の維持管理に努める。

(2) 現地の実態に応じ、知事が必要と認めた場合は、その指示によることとする。

付 則

一部改正 平成18年 7月 1日 施行